

岩手県告示第424号

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、久慈市及び下閉伊郡普代村に住所、主たる事務所、事業所等を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和元年10月12日以降に到来するものについては、自動車税の環境性能割及び種別割（条例第107条の10第2項、第4項及び第5項並びに第107条の12に規定する場合に限る。）並びに狩猟税を除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和元年11月22日

岩手県知事 達 増 拓 也